

学校安心ルール

—大阪市立十三中学校—

「学校安心ルール」の目的

- 「学校の安全を確保し、全生徒が安心して登校できること」を達成するためのルール
- 「自(ら考え行動できる)」、「前(向きに努力できる)」、「心(を大切にできる)」を育む生徒の育成を目指す
- 各レベルの基本となるものは、体罰・暴言行為を許さない開かれた学校づくりにむけた児童生徒の問題行動への対応に関する”指針”

段階 対応	レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ	レベルⅤ
	☆ 同様の問題行動を繰り返す場合や、指導に従わない場合は、段階を上げて対応 ☆				
学習の時に	<ul style="list-style-type: none"> ・授業遅刻 ・授業妨害 ・授業離脱 ・テストの妨害 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業妨害 ・授業離脱 	<ul style="list-style-type: none"> ・深刻な授業妨害 ・度重なる授業離脱 		
他の子に対して	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉でからかう ・しげさでからかう ・無視する ・物を勝手に使う ・仲間はずれにする ・悪口/かけぐち ・攻撃的な言動 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間はずれにする ・悪口/かけぐち ・暴力行為（単発・軽度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質な暴言/誹謗中傷行為 ・いやがることを強要 ・暴力行為（複数回・重度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・重い暴力行為/傷害行為 ・重い脅迫/強要/恐喝行為 （金品を求める、屈辱的な行為、大きな被害を及ぼす行為） 	レベルⅣを越える行為
先生に対して	<ul style="list-style-type: none"> ・指導を素直に聞かない ・指導を無視 ・からかい（ひやかし） ・敬語を使わない 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をする ・暴力行為（単発・軽度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に対して激しく抵抗する ・脅迫するような発言をする ・暴力行為（複数回・重度） 		
ルールなど	<ul style="list-style-type: none"> ・無断欠席 ・学校施設の無断立ち入り ・服装/頭髪違反 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な器物損壊 ・少額の賭け事 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい器物破損 ・校内喫煙、飲酒など (条例違反・触法行為) 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物/違法薬物の所持 ・万引き、暴力の強要 ・金品の強奪、窃盗 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・凶器の所持 ・放火 ・強要 ・強制わいせつ など
いじめ	<p>いじめの芽 ・いじめにつながる事案</p>	<p>いじめ ・いじめ対策委員会により認定した事案</p>		<p>いじめ犯罪 ・重大事案と認定されるもの</p>	
学校が行うことができる対応 (家庭連絡は、必ず全て行う)	<ul style="list-style-type: none"> ・別室での個別指導（数時間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・別室での個別指導（半日～1日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・別室での個別指導（2日～5日） ・個別指導教室での指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会による出席停止措置 ・個別指導教室での指導 ・別室での個別指導（6日～14日） ・外部機関による措置 <p>※これらを組み合わせて実施</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・振り返りと奉仕活動 ・学習指導 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の教職員による 別室での個別指導 ・学習指導 ・振り返り ・奉仕活動 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の教職員による 別室での個別指導 ・学習指導 ・振り返り ・奉仕活動 など 		
	<p>担任・学年・教科担当・部活動顧問で指導</p>	<p>担任・学年・生活指導部長 生徒指導主事・管理職・保護者 で指導</p>	<p>関係諸機関と連携し、 (警察/区役所/こども相談センターなど) 校内で指導</p>	<p>関係諸機関と連携し、 (警察/区役所/こども相談センターなど) 校内外で指導</p>	<p>警察・関係諸機関での指導</p>

※別室での個別指導は、【望ましい行動の再始】【学校生活を送るための準備】【学習指導】を行う。

右の行為を含む違法行為や、レベルⅢ以上の行為については、
学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応を協議する。

- ・大規模な器物損壊
- ・窃盗行為
- ・放火
- ・痴漢行為
- ・かけ金が多額であったり、メンバーを強要したりする悪質な賭け事
- ・万引き、飲酒、喫煙
- ・薬物の濫用
- ・違法薬物の所持、使用、販売行為
- など

「学校生活以外の事案に関しては、段階に関わらず関係諸機関との連携となる場合があります。（SNSにかかる事案に関しても同様です。）」